

水だより

題字は池田市長

平成23年
第8号
2・1

発行／池田市上下水道部
大阪府池田市城南1丁目1番1号
TEL 072-754-6069
FAX 072-751-3852

<http://www.ikedashi-suido.jp/>

石橋第1増補幹線が完成しました

上下水道部では、集中豪雨等による浸水の被害を軽減するための事業を鋭意進めているところであります。

このたび、平成20年度より整備を進めてきました石橋第1増補幹線が平成22年12月に完成しました。

これは、石橋地区の浸水対策を目的として排水能力をアップするため、3,500㎡の雨水貯留機能をもつ内径2・4m、延長825mの管渠を国道171号など幹線道路の下に築造したもので、この幹線に集められた雨水は、下流の内径1・0m、延長385mの放流管から、大阪国際空港内の水路に放流されます。

今後も、引き続き市内の雨水管の整備を進め、市民の皆様様の安心・安全に努めてまいります。



上下水道モニターを募集します

上下水道部では、市民の皆さまからの上下水道事業の運営やサービスについてのご意見・ご要望をお聞かせいただき、今後の事業運営の参考にさせていただくため、上下水道モニターを募集します。

内容…使用者の立場からの提案、モニター会議や施設見学会への参加
対象…市内に在住し、上下水道事業に関心のある20歳以上の方で、年3回程度平日の日中に開催される会議・研修に出席できる方
(以前モニター経験者は除く)

定員…22人(各小学校区に2人)多数の場合は地域などにより選考
任期…5月から1年間(2年間お願ひする場合があります)

申込み…2月14日(月)までに、はがき(当日消印有効)又はファックスにて住所、氏名、年令、電話番号をご記入のうえ、総務課へお申し込みください。
〒563-8666
池田市城南1丁目1番1号

☎ 754・6131
FAX 751・3852



JWWA-GLP056
(水道GLP認定マーク)

平成23年度水質検査計画を策定しました

水質管理課では、原水（河川水）から浄水場出口、給水栓に至るまでの水質検査を定期的に行い、水道水の安全性を確認しています。水質検査計画は、これらの水質検査について、検査の項目、採水する地点、頻度などを定めたものです。水質基準の水質検査項目と検査頻度について下記の表に示します。

また、水質管理課では水源の監視と水道水の安全確認のため、毎日、試験を行っていますので、安心して水道水をご利用ください。

表. 水質検査項目と検査頻度（水質基準項目）

番号	水質基準項目 項目	基準値 (mg/L)	法に定める 検査頻度	実施検査頻度	検査地点	備考	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	1回/月	全ての地点	病原 生物	
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	全ての地点		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	金属	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
8	六価クロム化合物	0.05以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1回/3ヶ月	1回/月	全ての地点	無機 物質	
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
12	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	金属	
13	四塩化炭素	0.002以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、府営水	一般有機 化学物質	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
16	ジクロロメタン	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
18	トリクロロエチレン	0.03以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
19	ベンゼン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
20	塩素酸	0.6以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点		
21	クロロ酢酸	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	消毒副 生成物	
22	クロロホルム	0.06以下	1回/3ヶ月	6回/年	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
24	ジブロモクロロメタン	0.1以下	1回/3ヶ月	6回/年	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
25	臭素酸	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
26	総トリハロメタン	0.1以下	1回/3ヶ月	6回/年	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
27	トリクロロ酢酸	0.2以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
28	ブロモジクロロメタン	0.03以下	1回/3ヶ月	6回/年	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
29	ブロモホルム	0.09以下	1回/3ヶ月	6回/年	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
30	ホルムアルデヒド	0.08以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点		夏期検査強化
31	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	金属	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
33	鉄及びその化合物	0.3以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
34	銅及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
35	ナトリウム及びその化合物	200以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	味覚 色	
36	マンガン及びその化合物	0.05以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
37	塩化物イオン	200以下	1回/月	1回/月	全ての地点	味覚	
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
39	蒸発残留物	500以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点		
40	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、府営水	発泡	
41	ジェオスミン	0.00001以下	原因発生期に 月に1回以上	原因発生期に 月に1回以上	全ての地点		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	原因発生期に 月に1回以上	原因発生期に 月に1回以上	全ての地点	かび臭 物質	
43	非イオン界面活性剤	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、府営水		
44	フェノール類	0.005以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、府営水	におい	
45	有機物（TOC）	3以下	1回/月	1回/月	全ての地点		
46	pH値	5.8～8.6	1回/月	1回/月	全ての地点	基礎性 状	
47	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	原水3地点を除く地点		
48	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	全ての地点		
49	色度	5度以下	1回/月	1回/月	全ての地点		
50	濁度	2度以下	1回/月	1回/月	全ての地点		

※水質基準項目について、1～30番は健康に影響を及ぼす恐れのある観点から、31～50番は生活上支障の生ずる恐れのある観点から基準値が定められています。

水質検査計画の詳細及び水質検査結果は、上下水道部ホームページ又は池田市役所2階上下水道部総務課で閲覧できます。

水質検査についての問い合わせは、水質管理課（古江浄水場内）まで TEL751・8158



上下水道モニター会議

『市長を囲んで』を開催

上下水道部では、平成22年11月11日（木）に市役所議会議室において倉田市長出席のもと「上下水道モニター会議」を開催しました。

会議では、上下水道事業の運営状況説明に続き、市長を囲んでモニターの皆さまと様々な課題について意見交換を行いました。

上下水道部では、モニターの皆さまからいただいたご意見・ご要望を今後の上下水道事業に生かすよう、努めてまいります。

朝一番の水道水は 飲み水以外に

通常の使用状態では問題ありませんが、鉛給水管を使用されているご家庭や赤水が出る場合、また、家を長期間留守にされたときには、念のため、朝一番の水はバケツ約1杯分を飲料水以外にお使いください。

なお、上下水道部ではより安心して水道水を使っていただけるよう、鉛給水管の取替え工事にかかる費用の一部を助成します。

鉛給水管の取替えをされる場合は、次の要件に適合していれば1引き込み工事につき2万円の助成を行います。

○配水管からメーター回りまでのすべての鉛給水管を取替える工事であること。

○取替え前と取替え後における口径が、同じであること。

問い合わせは、水道工務課 ☎754・6133

引越しが決まったら 上下水道部へ連絡を

◎引越しが決まったら…水道料金の清算が必要です。お手持ちの「水道使用水量のお知らせ」などに記載してあるお客様番号でお引越しの4～5日前にご連絡ください。

◎引越してこれたら…開栓（水道の使用開始）のご連絡をお願いします。

連絡先 営業課業務担当 ☎754・6104

お支払いは、口座振替の ご利用をお願いします

水道料金のお支払いは、口座振替をご利用ください。お申込みは、直接、各金融機関の窓口へ、預金通帳、お届け印鑑及び最近の領収書など（お客様番号を必要とするため）をご持参ください。

連絡先 営業課調定担当 ☎754・6105

上下水道部への連絡は、 執務時間内

（午前8時45分から午後5時15分まで）
にお願いします

なお、執務時間外（平日の午後5時15分～翌朝午前8時45分までの間、土・日曜日、祝日及び年末年始）の上下水道に関する連絡は、委託業者である「池田市指定管工事協同組合」☎750・6388にお願いします。

ご注意ください

最近、上下水道部の委託であるかのように装って皆さまのご家庭を訪問し、「お宅の水道管（あるいは下水道管）を洗います」「水質検査をします」「浄水器を販売します」などと言って、法外な代金を請求するという悪質なケースが多発しています。上下水道部ではこのような訪問販売などをすることはありません。身分証明書を確認するなど十分ご注意ください。

ご不審なことがありましたら、上下水道部までお問い合わせください。

上下水道モニター施設見学会を実施

上下水道モニター活動の一環として、平成22年10月19日（火）に滋賀県立琵琶湖博物館とBiyoセンター（琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター）の施設見学会を行いました。施設見学会を通じて、水環境を守る大切さや水をきれいにするための仕組みを知っていただきました。

参加いただいたモニターの皆さまから感想をいただきましたので、その一部をご紹介します。

○Biyoセンターでは、浄化研究の問題点が多いことに浄化の難しさを思い知らされました。川から流れこむ水を少しでもきれいにし、琵琶湖に戻したいということですが、浄化してもらいう前に、自宅でなるべく汚い水を流さないよう気をつけたいと思いました。

（Tさん）

○琵琶湖博物館では、400万年前から人間が湖の自然と共存し、その恵みをどれだけ受け、今日までできているか、そして、その文化を発展させてきたかがよくわかりました。Biyoセンターでは、水質保全のための地道な実験等を見学させて頂き、その重要なことがわかりました。琵琶湖の偉大さがつくづく感

じさせられた1日でした。

（Sさん）

○Biyoセンターのように水質浄化のための研究や実験を続けることは、現代では、大切な働きだと思います。早い時期に水質汚染に対処していれば、今頃は、軽い汚れの状態でも利用ができたのではないのでしょうか。汚れた水をきれいにすることは大切ですが、早い段階で利用者に注意を促し、汚さないように水利用をするのも大切ですね。

（Kさん）

○このたびの見学会では、いかに皆様のご努力によりおいしい、安全な、飲み水が保たれているのかよくわかりました。機会があれば、大阪府下他市の水事情、世界各国の水事情について、ご講演が聞ければと思います。（Uさん）

（順不同、原文を出来るだけ近い状態で抜粋させていただきました。）



サイクル&エコカーニバルに参加しました

上下水道部は、平成22年11月7日（日）に宣真高校で開催されました「2010サイクル&エコカーニバル」に出展しました。水道の実験、顕微鏡での微生物観察を展示し、多数のご来場がありました。

